

# ご存じですか？

# 児童手当

## 児童手当制度が一部改正されました

平成19年4月から、3歳未満(第1子および第2子に限る)の乳幼児の養育者に対する手当の額が、乳幼児加算として倍増し、一律月額1万円になりました。ただし、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢および所得制限限度額については従来どおりです。

### 児童手当とは

児童手当は、12歳到達後最初の3月31日(小学校修了前)までの児童を養育している方に支給されます。

### 児童手当の申請

出生、転入などにより新たに支給資格が生じた場合、市役所の窓口で「認定請求書」の提出が必要です(公務員の方は勤務先に提出)。認定請求をした日の属する月の翌月分から、支給事由の消滅した日の属する月分まで支給されます。

#### 1 支給対象

児童手当などは、12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童(小学校修了前の児童)を養育して

いる方に支給されます。ただし、

前年(1月～5月までの月分の手当てについては前々年)の所得が所得制限限度額以上の場合には児童手当などは支給されません。

#### 2 支給額

3歳未満の児童…一律1万円(月額)

3歳以上の児童…第1子と第2子は5000円(月額)、第3子は1万円(月額)

#### 3 支払い時期

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで支給されます。

#### 4 必要な書類

認定請求に必要な書類  
・健康保険被保険者証の写しなど

(請求者がサラリーマンなどで厚生年金等に加入している場合)

・児童手当用所得証明書(1月1日現在、牛久市に住所がなかった方は1月1日現在の住所地から前年分の児童手当用所得証明書を取り寄せてください) 認定請求日が1月から5月までは、前々年分の児童手当用所得証明書。  
・銀行などの口座番号が分かるもの(請求者のもの)  
・そのほか必要に応じて提出する書類があります。

#### 5 所得制限限度額

所得制限については、加入している年金により限度額表に基づき判定されます。所得には一定の控除があり、支給対象になるかなど、詳しくは市児童福祉課までお問い合わせください。

### 続けて児童手当を

### 受ける場合は

平成19年度児童手当現況届の提出が必要です

現在児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を6月以降も続けて受けられるかどうかを確認するものです。この届の提出がないと、6月以降の手当がストップしてしまいます。

「平成19年度児童手当現況届」は6月上旬に市児童福祉課から発送します。

### 現況届に必要な書類

・健康保険被保険者証の写しなど(請求者がサラリーマンなどで厚生年金などに加入している場合)

・児童手当用所得証明書(1月1日現在、牛久市に住所がなかった方は1月1日現在の住所地から前年分の児童手当用所得証明書を取り寄せてください)

# 平成20年4月から

## 児童扶養手当が支給制限されます

平成20年4月から、支給資格者である母に対する手当は、支給開始月から起算して5年または支給要件に該当した月から起算して7年を経過したとき(ただし、認定請求をした日に3歳未満の児童を監護する支給資格者については、児童が満3歳に達した月の翌月から起算して5年を経過したとき)は、政令で定めるところにより、手当額の一部が減額されます。

減額の割合や適用除外の事由など、詳細については今後、政令で定められることになっていきます。

### 児童扶養手当とは

児童扶養手当は、父母の離婚などにより父親と生計をともしない児童の母または母に代わってその児童を養育している方に対して、児童の健やかな成長を願って支給される手当です。

3 父が一定の障害の状態にある児童

4 父の生死が明らかでない児童

5 父が引き続き1年以上遺棄している児童

6 父が引き続き1年以上刑務所などに拘禁されている児童

7 母が婚姻によらないで生まれた児童

8 母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

### 1 支給対象

次のいずれかに当てはまる「児童」を監護(保護者として生活の面倒をみていること)している母、または母に代わってその児童を養育している方(養育者)が手当を受けられることができます。

1 父母が婚姻を解消した児童

2 父が死亡した児童

す。なお、受給者、児童ともに国籍は問いません。

### 2 児童扶養手当の額

全部支給

対象児童数

1人：月額4万1720円

2人：月額4万6720円

3人：月額4万9720円

一部支給

就労などによる収入のある方は、所得により手当額がきめ細かく設定されます。

### 3 児童扶養手当の支払月

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

### 4 必要な書類

認定請求書に必要な書類

認定請求書には、戸籍謄本や住民票などを添付することになりますが、手当を受ける方の支給要件によって添付する書類が異なりますので、市児童福祉課までお問い合わせください。

### 5 所得制限

受給資格者、その配偶者または同居(世帯分離している世帯を

含む)の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年の所得が一定額以上であるときはその年度(8月から翌年の7月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

### 認定後の届出義務

認定を受けた方は以下のような届出義務がありますので、事由が生じたときは速やかに届け出てください。

#### 現況届

この届を出さないと8月以降の手当が受けられなくなります。2年間この届を出さないと資格を失います。

現況届は市児童福祉課から郵送します。(8月1日～31日までに提出)

#### 資格喪失届

次のような場合は手当を受ける資格がなくなりますので、必ず資格喪失届を提出してください。

届出をしないまま手当を受けた場合、その期間の手当を全額返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

・婚姻の届出をしたとき  
・婚姻の届出をしていなくても事

- ・実上の婚姻関係になったとき
- ・受給者や児童が公的年金を受け  
ることになったとき

- ・児童が児童福祉施設に入所した  
り、受給者が監護又は養育しな  
くなったとき

- ・遺棄、拘禁などの理由で家庭を  
離れていた児童の父親が帰宅し  
たとき など

その他の届出  
氏名・住所・支払金融機関変更  
届など

## 児童育成手当とは

前記の児童扶養手当は、母に支給される制度ですが、この手当は父に支給される制度です。

支給の対象となる児童および支給される要件、金額、所得制限などは、父と母の部分を置き換えるほか、ほぼ同じになります。詳しくは市児童福祉課にお問い合わせください。



## 特別児童扶養手当

### 1 支給対象

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している父、母、または父母に代わってその児童を養育している方を対象とし、申請が必要です。

この手当と児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当との併給は可能です。

手当の対象となる児童の障害の程度

### 特別児童扶養手当1級

・身体障害者手帳の判定がおおむね1級、2級程度(内部的疾患含む)に該当するもの

・療育手帳の判定がA、A程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

### 特別児童扶養手当2級

・身体障害者手帳の判定がおおむね3級程度(内部的疾患含む)に該当するもの

・療育手帳の判定がB程度の知的障害である場合、または同程度の精神障害がある場合

### 2 支給額

等級月額(児童1人につき)

1級: 5万7500円

2級: 3万3800円

### 3 手当の支払日

毎年4月、8月、12月にそれぞれの前月分まで支給されます。

### 4 必要な書類

手当を受けるためには、市児童福祉課に次の書類を添えて申請してください。

1 請求者と対象児童の戸籍謄本(抄本)、外国人の方は登録済証明書

2 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票

1、2は、認定請求から一カ月以内の発効日のものを添付してください。

3 所定の診断書(市児童福祉課窓口にあります)

診断書は、申請日から起算して2カ月以内のものを添付してください。

ただし、次の場合は診断書の添付を省略できる場合がありますので市児童福祉課へお問い合わせください。

- ・療育手帳の判定がA・A
- ・身体障害者手帳(内部障害を除く)の等級が1・2・3級(下肢障害については4級の一部を含む)

4 そのほか必要な書類  
郵便貯金通帳

手当の受給は口座振込が便利です。必ず請求者本人の口座名義のものをお持ちください。児童の口座には振り込みできません。

### 5 所得による支給制限

請求者(本人)や配偶者および扶養義務者の方の所得が限度額以上である場合は、その年度(8月から翌年7月まで)の手当が支給停止となります。



問い合わせ 市児童福祉課 tel 873・2111 内線 1733  
1734